

離婚しても
ひとり親でも

子どもの未来は守りたい。でも…

養育費って
払ってもらえるか
正直不安。

養育費の取り決めに
公的な文書にしたほうが
いいのはわかるけど、

お金がかかるのは
負担が大きくて。

相手と話し合っても
折り合いがつかなかったら
どうすればいい？



お子さんの健やかな成長を守るため、
養育費に関する兵庫県のこんな支援制度があります

01

**弁護士に
オンラインで相談**

【ひとり親家庭・寡婦のための法律相談】

無料

支援員も同席するから、利用で
きる行政の支援制度の情報など
もあわせて知ることが可能です。

離婚前から離婚後までの不安や
プライベートな悩みも相談 OK
なので、養育費と合わせて相談
できます。

02

**養育費取り決め
の経費を補助**

【公正証書作成費等補助金】

上限

3万円

養育費の取り決めに公正証書で
残しておけば、養育費の未払いが
発生した際、裁判をせずに給料な
どの差し押さえが可能になります。

証書を作成するときに発生する
手数料や収入印紙代などの経費を
補助します。

03

**養育費の保証契約
経費を補助**

【養育費保証契約補助金】

上限

5万円

保証会社と契約していれば、
養育費未払いでも立て替えてくれ
たり、督促を代わりに行ってくれ
るサービスが受けられます。

その契約の際にかかる、初回保証
料を補助します。

養育費は子どもの健やかな成長のため、生活を支える大切なもの。 ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるようサポートします。

制度詳細案内

弁護士にオンラインで相談／

ひとり親家庭・ 寡婦のための法律相談

ひとり親家庭のプライベートな悩みをご相談いただけます。
養育費に関することだけでなく、離婚に伴う慰謝料、親権などの相談も可能です。

【対象者】

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び寡婦またはこれに準ずる女子（離婚前の父母を含む）

【相談方法】

- ・お住まいの地域の健康福祉事務所の母子・父子自立支援員にお問い合わせください。
- ・オンライン相談をスムーズに行うために、8日前までに母子・父子自立支援員にご相談ください。相談内容を伺ったうえで相談日程を調整します。
- ・相談当日は母子・父子自立支援員同席のうえ、オンラインで弁護士が相談に応じます。（1組30分程度）

*神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市在住以外の方が対象です。
*上記以外の市にお住まいの方は市役所（ひとり親支援窓口）までお問い合わせください。

養育費取り決めの経費を補助／

公正証書作成費等補助金

【対象者】

- ・兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
- ・養育費の取り決めににかかる債務名義を有している方
- ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ・養育費の取り決めににかかる経費を負担した方
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

【補助額】

上限3万円

【補助対象経費】

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代

※領収書の写しの提出がない場合は補助対象経費とは認められませんのでご注意ください

【申請手続き】

公正証書等を作成した日以降（作成日の属する年度中）に申請書と必要な書類を添えて、お申し込みください。

■必要な添付書類

- ・本人および対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・公正証書等（強制執行認諾条項付き）、養育費の取り決めに交わした文書の写し

*市にお住まいの方は、お住まいの市役所へご相談ください。

養育費の保証契約経費を補助／

養育費保証契約補助金

【対象者】

- ・兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
- ・養育費の取り決めににかかる債務名義を有している方
- ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

【補助額】

上限5万円

【補助対象経費】

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として申請者が負担した費用

※領収書の写しの提出がない場合は補助対象経費とは認められませんのでご注意ください

【申請手続き】

養育費の保証契約を締結した日以降（保証契約締結日の属する年度中）に申請書と必要な書類を添えて、お申し込みください。

■必要な添付書類

- ・本人および対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・補助対象経費の領収書の写し
- ・公正証書等（強制執行認諾条項付き）、養育費の取り決めに交わした文書の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る）

*市にお住まいの方は、お住まいの市役所へご相談ください。

これまでの利用者の声

養育費について筋道がついたおかげで、 底なしだった不安が「きっと大丈夫」に。

子どもの前で夫から罵倒される日々で、離婚を決意。実際にはどうすればいいかわからなかったので、支援員さんに相談し、無料法律相談を受けることに。いただいた様々なアドバイスをもとに、夫と協議しましたが、折り合わず離婚調停の手続きへ。その際にも法律相談で養育費を確保するための方法などのアドバイスをいただきました。また、支援員さんからは養育費の調停調書の作成費用や養育費保証契約への補助金のことも教えていただきました。離婚後の不安やプレッシャーはなくなることはないと思いますが、養育費について筋道がついたおかげで、底なしだった不安が「きっと大丈夫」と思える日が増えてきました。

認知も拒否された状態だったけど、最終的に 養育費の取り決めまで行うことができました。

妊娠発覚後に「別れたい」と言われ、相手と連絡が取れない状態に。母子手帳をもらいにいった時に窓口で相談したのをきっかけに、ひとり親のための相談窓口や無料の法律相談を知りました。法的手続きの進め方や実際に準備しておかないといけないことなどについてアドバイスを教えてもらい、元パートナーの実家に連絡。最終的に子どもの認知と養育費の取り決めを行うことができました。これから出産後に向けて養育費がちゃんと支払われるための対応など、さらに支援員さんたちに相談したいと思っています。

お住まいの地域の健康福祉事務所にお申し込み・お問い合わせください。

猪名川町	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所	TEL: 0797-61-5176
稲美町・播磨町	東播磨県民局 加古川健康福祉事務所	TEL: 079-421-9299
多可町	北播磨県民局 加東健康福祉事務所	TEL: 0795-42-9360
市川町・福崎町・神河町	中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所	TEL: 079-281-9214
太子町・上郡町・佐用町	西播磨県民局 龍野健康福祉事務所	TEL: 0791-63-5136
香美町・新温泉町	但馬県民局 新温泉健康福祉事務所	TEL: 0796-82-3161

養育費に関すること以外にも、ひとり親のための様々な支援があります。詳しくはお問い合わせください。